

平成25年2月21日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 様

大阪ガスファイナンス株式会社
代表取締役 長 澤 裕



ご 回 答

貴法人におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、弊社業務にご理解を賜り、ありがとうございます。

さて、貴法人より、平成25年1月15日付にていただきました「申入書」に関し、下記のとおりご回答申し上げます。

記

第1 申入れの趣旨第1項について

1. 貴法人のお申入れの趣旨

弊社といたしましては、貴法人のお申入れの趣旨は、「らく得リース契約条項」（以下「本件契約条項」といいます。）2条4項が、役務の提供の開始前であるにもかかわらず、「【1ヶ月あたりの税込みリース料金】に【リース期間月数を乗じた金額】から【支払い済みリース料金合計額】を差し引いた後に当該金額に対し0.8を乗じた金額」との計算式で解約精算金を規定する同条項12条2項4号を準用している点で、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号、以下「特商法」といいます。）10条1項4号に違反する、というものであると理解しております。

2. 弊社の見解

この点につき、特商法では、役務提供契約が「当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前」に解除された場合には、役務提供事業者は、当該契約に損害賠償額の予定または違約金の定めがあるときにおいても、役務提供を受ける者に対し、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」及びこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額の支払いを求めることはできないと規定されています（同法10条1項4号）。

また、同条項の解釈に関し、経済産業省の通達では、「契約の締結のために通常要する費用」としては、書面作成費、印紙税等、「契約の履行のために通常要する費用」としては、代金の取立ての費用、催告費用等がある」とされる一方で、「なお、役務提供事業者がその資材の加工を既に始めている場合にあっては、役務提供契約に係る役務の提供が開始されたと考えられることもあるため、その場合には、「役務の提供開始後」として第3号に該当する」との見解が示されています（平成21年8月6日経済

産業省大臣官房商務流通審議官発「特定商取引に関する法律等の施行について」。

弊社では、かかる通達に鑑み、特商法にいう「役務の提供の開始前」とは、現に役務を提供する前提となる実作業が行われるより前（例えば、リース契約においては、リース会社がサプライヤーより対象商品を購入するより前）を意味し、それ以降は、特商法10条1項4号ではなく、同条同項3号が適用されるものと考えております。

この観点から「らく得リース契約」をみますと、本件契約条項2条4項が同条項12条2項4号を準用している場面は、「物件の搬入が完了している」場面であり、この場面は、弊社がサプライヤーより対象商品を購入するより前ではございません。そうすると、本件契約条項2条4項には、そもそも特商法10条1項4号の適用はないこととなります。

したがって、弊社といたしましては、本件契約条項2条4項は特商法10条1項4号に抵触するものではないと考えております。

第2 申入れの趣旨第2、3項について

1. 貴法人のお申入れの趣旨

弊社といたしましては、貴法人のお申入れの趣旨は、上記の計算式で解約精算金を規定する本件契約条項2条4項、11条及び12条2項4号の規定（以下これらを総称して「本件中途解約金条項」といいます。）が、中途解約金の制限を規定する特商法10条1項3号に違反する、というものであると理解しております。

2. 弊社の見解

この点につき、特商法では、役務提供契約が当該役務の提供の開始後に解除された場合には、役務提供事業者は、当該契約に損害賠償額の予定または違約金の定めがあるときにおいても、役務提供を受ける者に対し、「提供された当該役務の対価に相当する額」及びこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額の支払いを求めるとはできないと規定されています（同法10条1項3号）。

また、同条項の解釈に関し、上述いたしました経済産業省の通達では、「提供された当該役務の対価に相当する額」とは、「契約の解除の時点までに提供された役務の対価であるが、この算定に際しては、役務によりその妥当性を個別に判断する必要がある。」との見解が示されています。

弊社では、かかる通達に鑑み、特商法にいう「提供された当該役務の対価に相当する額」とは、当該役務提供契約において、役務提供開始時から契約解除により役務提供が終了するまでの間に利用者が支払うこととされている料金（例えば、リース契約においては、契約解除までに経過したリース期間に対応する月額リース料）の範囲内に限定されるものではなく、あくまで、当該役務提供契約の性質・内容を個別具体的に判断したうえで、役務提供事業者が提供した役務に対する対価として相当と認められる金額を意味するものと考えております。

この観点から「らく得リース契約」をみますと、弊社は、ご利用者様に対し「らく得リース確認書」「らく得リース申込書」を交付し、ご利用者様の与信審査を行い、審査結果が可となった場合には、サプライヤーに対しリース対象機器の発注を行ってリース機器を購入したうえ、リース機器のご利用者様宅への搬入・取付をします。このように、弊社は、ご利用者様への役務提供の開始にあたり、役務提供を可能とするための費用の支出ないし債務の負担を行っております。「らく得リース契約」が6年間の契約期間を定めているのは、上記の役務提供開始時に提供された役務の対価について、6年間かけてご負担いただくことを前提とするものであり、仮に、ご利用者様が契約期間内に「らく得リース契約」を中途解約された場合には、それまでの間に弊社が提供した役務の対価は、中途解約までの間にお支払いいただいたリース料を大きく上回るることとなります。

このような「らく得リース契約」の性質・内容に鑑み、弊社といたしましては、中途解約時までには弊社が負担した費用ないし債務に相当する金額と、中途解約までのご利用者様にお支払いいただいたリース料の金額との差額をご利用者様にご負担いただく趣旨で、本件中途解約金条項を規定したものであり、それによって算出される金額も、弊社が提供した役務の対価として相当なものであると認識しております。

したがって、弊社といたしましては、中途解約時において、ご利用者様に、本件中途解約金条項に基づき中途解約金のご負担をお願いすることは、特商法にいう「提供された当該役務の対価に相当する額」の範囲内の金額をご負担いただくものであり、特商法10条1項3号に抵触するものではないと考えております。

3. 補足

なお、貴法人からご指摘いただきました本件契約条項2条4項及び同11条は、従前は、「第12条第2項第4号」ではなく「第12条第2項第3号」を誤って引用しておりましたが、弊社は、平成24年4月に本件契約条項を改訂し、記述を適切なものに改めております。今後は、このような表記誤りがないように留意いたします。

第3 申入れの趣旨第4項について

1. 貴法人のお申入れの趣旨

弊社といたしましては、貴法人のお申入れの趣旨は、本件契約条項が、10条2項において、弊社の瑕疵担保責任を全部免除し、かつ、本件契約条項上、ご利用者様がサプライヤーに対し責任追及できることが明確ではない点で、消費者契約法8条1項5号に違反し、また、瑕疵担保責任を免除する旨が定められていない書面がご利用者様に交付されていないという点で、特商法4条、5条、特定商取引に関する法律施行規則（以下「特商法施行規則」といいます。）5条1項1号に違反する、というものであると理解しております。

2. 弊社の見解

- (1) 消費者契約法では、事業者の瑕疵担保責任を全部免除する条項を原則として無効としつつ（消費者契約法8条1項5号）、例外的に、消費者が他の事業者に瑕疵担保責任を追及できる旨が規定されている条項が存在する場合には事業者の瑕疵担保責任を全部免除する条項も有効であると規定されています（同条2項2号）。

同条2項は、同条1項5号の例外規定であり、一律に不当条項と断定することができない場合について定めたものと理解されており、ことに同条2項2号はリース契約を念頭に置いた規定と考えられております。

この観点から本件契約条項をみますと、同条項10条3項は、「甲は、売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するもの」「乙は甲の売主への直接請求に協力するもの」と規定しており、ご利用者様への交付書面たる「らく得リース確認書」において売主の氏名を明記し、同じくご利用者様への交付書面たる「らく得リース申込書」（表紙）において商品に問題がある場合には機器取付などを行った取扱店に連絡をするよう明示していることもあわせ考えますと、消費者たるご利用者様において、サプライヤーに対して直接瑕疵担保責任を追及できることは明らかであるものと考えております。

したがって、弊社といたしましては、本件契約条項10条2項は、消費者契約法に抵触するものではないと考えております。

- (2) また、特商法では、役務提供事業者が交付する書面について、「販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと」が要求されております（特商法4条、5条、特商法施行規則3条7号、4条7号、5条1項1号）。

この点、「らく得リース契約」におきましては、各交付書面に前号記載のとおり定めがあり、ご利用者様がサプライヤーに対して直接責任を追及できる旨が明らかにされておりますので、「販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていない」書面が交付されていると認識しております。

したがって、弊社といたしましては、本件契約条項は、特商法及び特商法施行規則の上記各条項に抵触するものではないと考えております。

- (3) 上記のとおり、ご指摘いただきました条項は、弊社といたしましては、消費者契約法及び特商法に違反するものではないと考えており、また、実態としてもご利用者様に不利益とならないような運用がなされておりますが、ご指摘の趣旨に鑑み、ご利用者様によりわかりやすい条項にすべく、再検討のうえ変更する予定でございます。

第4 申入れの趣旨第5項について

1. 貴法人のお申入れの趣旨

弊社といたしましては、貴法人のお申入れの趣旨は、らく得リース契約に割賦販売

法における個別信用購入あっせんの規律が及ぶところ、本件契約条項10条5項は、抗弁の接続を否定する規定であり、割賦販売法35条の3の19に違反する、というものであると理解しております。

2. 弊社の見解

(1) この点につき、貴法人は、消費者を顧客とする提携リースは、割賦販売法における個別信用購入あっせんの脱法行為に該当する疑いが強いため、実質的に割賦販売法の規律の効果が及ぶと考えうると主張されております。

しかし、個別信用購入あっせんでは商品の所有権が移転されることを前提としているのに対し、「らく得リース契約」は、ご利用様がリース料を支払い終えた後も商品の所有権が移転することを予定しておりませんので、割賦販売法適用の基礎を欠くと考えられますし、リース契約が割賦販売法による規制を免脱しようとする脱法行為として無効になるとは考えがたいとする判例（最高裁判例昭和57年10月19日）もございます。

したがって、弊社といたしましては、本件契約条項10条5項は、割賦販売法35条の3の19に抵触するものではないと考えております。

(2) 上記のとおり、ご指摘いただきました条項は、弊社といたしましては、割賦販売法に違反するものではないと考えており、また、実態としてもご利用様に不利益とならないような運用がなされておりますが、ご指摘の趣旨に鑑み、ご利用者様によりわかりやすい条項にすべく、再検討のうえ変更する予定でございます。

第5 最後に

以上のとおり、弊社といたしましては、「らく得リース契約」には、貴法人のお申入れのような違法・不当な点はないと考えております。もっとも、今般、貴法人からこのような貴重なお申入れをいただきましたことに鑑み、弊社におきましては、本件契約条項について、よりご利用者様にご理解いただきやすいものとすべく、再検討させていただく所存でございます。

以上ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具